

# 第 4 次 滑 川 町 国 土 利 用 計 画

滑川町国土利用計画策定基礎資料

平成 2 8 年 3 月

埼玉県滑川町



## 前 文

第4次滑川町国土利用計画は、土地利用基本法における『土地についての公共の福祉の優先』等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、滑川町の区域における国土（以下「町土」という）の利用に関する基本的事項を定めたものです。

本計画は、国土利用計画埼玉県計画を基本とし、第5次滑川町総合振興計画基本構想に則して策定したものです。

また、本計画は町の土地利用に関する諸計画の基本となるものであり、町土地利用に関する行政上の指針となる計画です。

この計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、第4次埼玉県国土利用計画の改訂や社会・経済情勢の変化に対応し、適切な検討を加えて必要に応じて見直すこととします。



# 目 次

---

## 1. 町土の利用に関する基本構想

(1) 基本理念	1
(2) 町土利用の基本方針	1
(3) 利用区分別の町土利用の基本方向	3

## 2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	6
(2) 目標年次における規模の設定	7
(3) 地域別の概要	8

## 3. 町土利用区分毎の規模の目標を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用関係法令等の適切な運用	10
(2) 地域整備施策の推進	10
(3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保	10
(4) 土地利用転換の適正化	11
(5) 土地の有効利用の促進	11
(6) 町土に関する調査の実施	11

## 参考図

滑川町土地利用構想図	13
滑川町土地利用現況図	15



# 1. 町土の利用に関する基本構想

---

## (1) 基本理念

町土は、現在及び将来においても、住民生活や産業活動など諸活動の共通の基盤であるとともに、町民のための限られた貴重な資源です。

したがって、町土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、第5次滑川町総合振興計画が掲げる町の将来像である『住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川』の実現を目指して、町民の安全、快適で文化的な生活環境の確保と町の均衡ある発展を図ることを基本とします。そのため、国、県等関係機関や他市町村と連携し、長期的観点に立って総合的かつ計画的な土地利用を図ることとします。

## (2) 町土利用の基本方針

### ① 現状

本町は、埼玉県ほぼ中央、比企郡の北端に位置し、東と南は東松山市、西は嵐山町、北は熊谷市に接しています。

町土の面積は29.68平方キロメートルであり、町内を西から東へ貫流している市野川によって二分された土地利用が行われています。市野川以北では標高50メートルから100メートル前後のゆるやかな起伏をもった丘陵が連なり、特徴的な里山の景観を形成しています。この丘陵を活用した国営武蔵丘陵森林公園が北東部にあり、また、それら丘陵の中腹や南斜面に沿って集落が形成され、丘陵の谷間には200か所を越えるかんがい用のため池が点在しています。さらに、これら丘陵をぬうように西から東へ流れる和田川と滑川の2つの河川流域は沖積層となり水田が開けています。市野川以南は洪積台地であり、計画的な人口定着が進行しつつあります。

本町は、昭和41年に首都圏近郊整備地帯に指定され、さらに、昭和45年には市街化区域及び市街化整備区域の決定がされました。また、都心への通勤圏であることから、東武東上線沿線の開発が進み、東松山工業団地が建設されるなど、都市化の進行に伴い発展してきました。

人口及び世帯数は、国勢調査では平成12年に人口12,836人、世帯数3,924世帯でしたが、その後、全国でも屈指の増加を続け、平成22年では人口17,323人、世帯数6,186世帯、平成26年では人口18,032人、世帯数6,549世帯となっています。平成12年以降、東武東上線つきのわ駅の開業や月輪土地区画整理事業に伴う宅地整備の進捗により、人口は増加する傾向をみせてきましたが、近年は急激な伸びも収まりつつある状況です。

## ② 基本方針

平成37年までの本町の計画によると、町南部は土地区画整理事業等によるさらなる都市基盤の充実を図っていくとともに、町北部においても区域指定制度などを背景とした住宅開発、さらには産業用地の開発などを進めていくことを目指すとしています。

このような中で、住民のニーズは、安全はもとより、緑豊かな環境の中で快適で文化的な生活を営むという質の高い土地利用形成の方向を示しています。

したがって、町土の利用を進めるに当たっては、自然環境と生活及び生産環境とが調和した土地利用を図ることを基本とします。

この基本的な考え方のもとに、都市的土地利用と自然的土地利用の十分な調整を行うとともに、都市基盤の整った良好な市街地の形成や生活環境の整備された農村集落の実現、さらに森林等自然環境の保全、災害の防止、優良農地の確保、歴史的風土の保存等を図り、うるおいにあふれた、快適で利便性の高いまちづくりを進めることとします。

また、活力と魅力ある個性的なまちづくりを進めるため、東武東上線森林公園駅周辺やつきのわ駅周辺、国営武蔵丘陵森林公園、県道深谷東松山線沿道の商業施設周辺については、町民だけでなく様々な人々が集い、にぎわい、交流するエリアとして魅力を高め、町のシンボル性を高めるため積極的な土地利用の推進を図ります。

さらに、町役場周辺については、町の地理的中心となるとともに、町全域から町民が気軽に集い、活発な交流ができるよう求心力のある拠点機能の強化を推進し、既存の公共施設機能のみならず、町内外の人々が集まり新たな交流が生まれる拠点として、行政・文化の複合機能を有する施設の整備により魅力向上を図るため効果的な土地利用の推進を図ります。

加えて、谷津の里、伊古の里、中尾の里、菅田の里、分山の里（仮称）を中心とした丘陵地一帯については、森林などの自然環境の保全に努め、町民や来訪者が身近な生き物や植物に接し、学ぶことができる空間の創造を促進し、本町の憩いの場としての魅力を高めます。

一方、町南部の東松山工業団地周辺については、隣接する住宅地等の居住環境に配慮しつつ、工業生産環境の向上を図るとともに、町北部の幹線道路に隣接した福田地区・山田地区・和泉地区については、小規模な産業施設の立地による周辺環境と調和した産業地の整備、誘導を図ります。

五厘沼窯跡群や水房館跡、天神山横穴墓群、羽尾城跡周辺については、史跡の保全や歴史資源の有効活用を図ることを基本に、町民の憩いや自然や歴史を楽しむ観光レクリエーションの場として、広域的な交流活動エリアとして充実を図っていきます。

利用区分ごとの土地の需要については、土地の有効利用を促進することにより、できるだけ合理的、効果的な対応を図ります。また、農用地、森林、宅地等の相互の土地利用の転換については、一度転換されると元に戻すことが困難であること、新たな土地利用は周辺地域に及ぼす影響が少なくないことなどから、総合的、計画的な調整を図りつつ行うものとします。



### **(3) 利用区分別の町土地利用の基本方向**

#### **① 農用地**

農用地については、都市化の進展や農業従事者の減少によって、不耕作地化が進み、農地の面積は減少してきています。しかし、本町の基幹的産業である農業の生産基盤であるとともに、緑の空間、防災空間、保水及び洪水調整のための空間などとしての多面的な機能を有しています。今後も、ほ場整備や用・排水路及び農道など農業基盤の整備を推進し、農用地の高度利用を図るとともに、優良農地の確保に努め、大規模区画と耕地の集積化による営農の効率化や土地の有効利用を図ります。

また、未利用農用地の活用や観光農園、貸農園の整備などを進め、地域の特性に即した計画的な保全・活用を図ります。

#### **② 森林**

森林については、住宅や工場、レクリエーション施設などの開発により、その面積は減少してきています。現在、町土面積の約2割を占めていますが、今後も放置森林が増加し荒廃が進むものと予想されます。しかし、森林は木材生産という経済的機能のほか、自然環境の保全、水源のかん養、保健休養等多面的な機能を果たしていることから、これらの機能を十分に発揮されるよう、その保全・活用を積極的に図ります。

特に、できる限り自然環境に影響を及ぼさないよう留意しつつ、教育・文化活動や保健休養の場として森林の活用を図ります。なお、地域の活性化に資する産業用地などの森林の転換については、自然環境の保全、災害の防止に配慮しつつ、慎重かつ計画的に行うこととします。

特に、国営武蔵丘陵森林公園周辺部の地域については、緑地保全区域として良好な緑地の保全に努めます。

#### **③ 水面、河川、水路**

水面については、本町には水田かんがい用のため池等が多数あることから、今後も農業用水の確保のため、その整備を促進します。また、自然環境の保全という面からその整備に当たっては親水性の向上を図ります。

河川については、現在滑川や和田川、かざはら川については河川改修が完了しており、現在では、市野川について一部区間で多自然型川づくりを実施しながらの河川整備を行っています。今後も県や関係機関等と連携し、市野川の改修・整備を進めながら、緑豊かな水辺環境・景観の保全を進めていく必要があります。

一方、雨水対策については、適宜浸水の恐れがある箇所を整備しているとともに、河川での異常水質事故に対する体制を整え安全性の確保に努めています。今後も、河川・水路環境の保全・活用の取組を続けながら、安全で親しみやすい水辺環境をつくっていくことが必要です。

#### ④ 道路

道路については、町土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、嵐山小川インターチェンジからのアクセス道路の整備や県道の歩道整備について、県への要望活動や関係部局との調整を行うなど広域的な道路体系の充実を図るとともに、市町村を越えた都市計画道路の協議・調整を図り、交通アクセスの向上と将来市街地の拡大に対応した骨格的な幹線道路の充実を図ります。また、町民の生活の軸となって機能する道路の利便性の向上を図るため、町内の道路交通網の要である町道の整備を推進し、生活に身近な道路の充実に努めます。

そして、必要に応じて町道の新設や橋梁の新設等を検討しながら、道路網の整備や町道の新設・改良工事を道路整備計画に基づきながら計画的に進め、町内の道路網の充実を図ります。

#### ⑤ 宅地

##### ア. 住宅地

町南部及び中部の一部を含めた都市地域においては、人口・世帯数の増加、都市化の進展や居住ニーズの多様化等に対応し、良好な居住環境を形成するため、土地区画整理事業などの市街地開発事業や公共下水道事業等の推進を図ります。また、学校などの教育施設や公園・緑地等の整備を進めるため、必要な用地の確保を図ります。

町の中部及び北部の農村地域においては、周辺の農用地との調和のとれた良好な居住環境を確保するため、農業集落排水事業や生活道路整備等を進めるとともに、区域指定制度等を活用して緑豊かな住宅地を誘導するなど、地域の「自然」や「農」の持つ多面的な機能を活かした田園環境にふさわしい居住スタイルを営むことのできる良好な住環境の形成を図ります。

##### イ. 産業用地

工業団地用地については、公害の発生防止等環境の保全に努めながら、適正な誘導により、産業用地の有効利用を図ります。

また、北部地域への地元雇用が見込める優良企業の導入に対しては、周辺的生活環境や自然環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

##### ウ. その他の宅地

その他の宅地のうち、事務所、店舗等の宅地については、生活の利便性向上を図るため、森林公園駅周辺及びつきのわ駅周辺、県道深谷東松山線沿道など周辺都市を含む広域からニーズを呼び込む集客性のある商業施設機能を維持・充実に努めていきます。また、住宅地や集落など居住地域周辺においては、最寄り品を取り扱う中小規模の商業施設などの立地を促進し、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

また、公共施設等の整備に当たっては、行政需要の増大と多様化に配慮しつつ、施設の質的状況や利用状況、住民要望等を踏まえつつ、地域性や施設の必要性等を見極めながら適切な利用を図ります。

## ⑥ その他

以上のほか、余暇時間の増大や住民ニーズの多様化、さらに生活にうるおいとやすらぎをもたらすため、都市公園や地域の歴史、環境を生かした周辺環境の保全・整備、谷津の里づくり（谷津の里・伊古の里・菅田の里・中尾の里・（仮称）分山の里）などのために必要な用地を確保します。

また、未利用地、造成中の土地、不耕作地等の土地については、極力有効利用することを基本とし、宅地化を進める場合には、周辺の環境に配慮して、計画的に行うこととします。

なお、新規の開発に当たっては、水害の防止のために調整池等の用地を確保します。

## **2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要**

---

### **(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標**

#### **① 目標年次**

本計画の目標年次は平成37年（西暦2025年）とします。

#### **② 目標年次における人口**

町土の利用に関して基準となる人口については、平成37年において20,000人を想定した計画とします。

#### **③ 利用目的に応じた区分**

町土の利用目的に応じた区分は、農用地、森林、水面・河川・水路・道路・宅地などの地目区分とします。

#### **④ 町土の利用区分ごとの規模の目標**

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提として、それに必要な土地面積を予測した上で、各地目の利用区分別の推移や既定計画等を考慮し、町土利用の基本方針をもとに利用区分ごとの規模の目標を定めます。

## (2) 目標年次における規模の設定

町土の利用に関する基本構想に基づく、平成37年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりとします。

### ◆ 町土の利用目的に応じた区分ごとの目標

利 用 区 分	平成 26 年基準年次		平成 37 年目標年次	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
農 用 地	654	22.0	537	18.1
農 地	654	22.0	537	18.1
採草放牧地	0	0.0	0	0.0
森 林	561	18.9	518	17.5
水面・河川・水路	58	2.0	58	2.0
道 路	306	10.3	318	10.7
宅 地	391	13.2	420	14.1
住 宅 地	252	8.5	242	8.2
産 業 用 地	43	1.4	39	1.3
その他の宅地	96	3.2	138	4.6
そ の 他	998	33.6	1,117	37.6
合 計	2,968	100.0	2,968	100.0

- 注) 1. 国勢調査における人口集中地区はないため、市街地面積は設定していない。  
 2. 平成27年3月、国土地理院が平成26年全国都道府県市区町村別の面積（面積測定基準日は平成26年10月1日）が公表され、滑川町全体の面積は、2,971haから2,968haに変更となった。このことから、平成26年基準年次における面積は、2,968haを用いることとする。

### (3) 地域別の概要

地域別の概要は次のとおりです。

#### ① 北部地域

本地域は、その多くが谷津に開けた農地と丘陵に散在する森林、そして、その森林を活用した国営武蔵丘陵森林公園等からなり、農用地と豊かな自然とレクリエーション施設が調和された地域です。

農業生産性の向上を図るため、土地改良事業等により農業生産基盤整備等を進めます。また、不耕作地については、それらを活用した地域特産物づくりや観光農園の整備などを図ります。

森林については、町土の自然環境保全と良好な生活環境の形成に必要なため、保全・活用に努めます。

また、町域の均衡ある発展を図るため、地権者との合意を図りながら環境に配慮した住宅の立地を進め、人口の定着を促して北部の活性化に努めます。また、和泉、福田、山田地区の一部の地域については、嵐山小川インターチェンジからのアクセスや広域的な幹線道路の配置状況を考慮しながら、周辺環境と調和した産業地の整備、誘導を図ります。

農村集落においては、生活道路、公園、農業集落排水等の生活環境整備と合理的かつ魅力的な集落内土地利用を進めます。

#### ② 中部地域

本地域は滑川、市野川の両河川に挟まれた地域であり、滑川、市野川に沿って開けた水田と丘陵部の畑、森林からなっており、北部地域と同様に、農用地と緑豊かな自然とレクリエーション施設が調和した地域です。農用地については、生産性の向上を図るため、土地改良事業等により生産基盤整備等を進めます。また、不耕作地については、それらを活用した地域特産物づくりや観光農園の整備などを図ります。

森林については、生活にうるおいや、やすらぎをもたらし、良好な生活環境を形成するうえで貴重であり、これを保全・活用した土地利用を進めます。特に、二ノ宮山については、できる限り地域の自然環境に影響を及ぼさないように留意しつつ森林を積極的に活用し、レクリエーション、保健休養の場となる“ふるさとの森”としての充実を図ります。

主要地方道深谷東松山線については、国営武蔵丘陵森林公園へのアクセス路線であり、沿道サービス機能の強化を図ります。とりわけ、同道路沿道に立地する郊外型大型商業施設を核とした商業拠点については、町民及び広域住民の利便性向上を図りながら、その周辺について機能充実に努めます。また、エコミュージアムセンターと国営武蔵丘陵森林公園との連携を強化し、国営武蔵丘陵森林公園利用者の町内への誘導を図ります。

農村集落においては、生活道路、公園、農業集落排水等の生活環境整備と合理的かつ魅力的な集落内土地利用を進めます。

### ③ 南部地域

本地域は、市野川以南の森林公園駅からつきのわ駅の東武東上線沿いの地域からなり、市街化が進行している地域です。森林公園駅の北側は国営武蔵丘陵森林公園の玄関口であり、南側は森林公園駅南土地区画整理事業により良好な環境の市街地形成が進んでいます。

そのため、市街化区域内では、既存の住宅地において良好な居住環境の維持を図りながら、利便性と質の高い都市的住宅地の形成を推進します。また、市野川以南の市街化調整区域については、羽尾、カニ山・十三塚地区における土地区画整理事業等の検討など、地域コミュニティや人口安定に資する住宅系開発の検討を行うとともに、周辺と調和した良好な住環境の形成を図ります。

さらに、東松山工業団地に連担する地域については、国道254号バイパス沿いという有利な立地条件を生かしながら、月輪地区及び月の輪地区周辺の環境保全に十分配慮しつつ、産業用地の有効利用を図ります。

### 3. 町土地利用区分毎の規模の目標を達成するために必要な措置の概要

#### (1) 土地利用関係法令等の適切な運用

土地基本法の理念を踏まえ、国土利用計画法及びこれに関連する都市計画法などの土地利用関係法令等の適切な運用により、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、適正な土地利用の確保と適正な地価の形成を図ります。

#### (2) 地域整備施策の推進

町土の均衡ある発展を図り、活力のある生活圏を形成するため、自然環境を生かした谷津の里等（谷津の里・伊古の里・菅田の里・中尾の里・（仮称）分山の里）と町内観光ルートを含む計画的な道路網整備を基本に、公共下水道事業、土地区画整理事業や農業集落排水事業、土地改良事業等の推進など、地域の特性に応じた地域整備を推進します。

#### (3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

- ① 自然環境の保全、公害の防止等を図るため、開発行為等の規制・誘導を行うなど総合的かつ計画的な土地利用を図ります。
- ② 文化財の保護を図るため、開発行為等の規制・誘導を行います。また、主要な文化財については、観光・レクリエーション機能をもち、歴史・史跡保存エリアなどとして整備を図ります。
- ③ 良好な自然及び生活環境を確保するため、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある開発行為等については事前に十分な調整を実施することなどにより、土地利用の適正化に努めます。
- ④ 生活環境の保全及び適正な土地利用を図るため、工場の適地への誘導、集約、緩衝緑地の設置、廃棄物の適正処理等を推進します。
- ⑤ 自然が豊かでうるおいのある町土を確保するため、丘陵地における森林から身近な緑や水辺空間に至るまで、その総合的な保全・創造を図ります。また、公園の整備や緑化等を推進します。
- ⑥ 交通安全のために必要な道路の改良整備を行うとともに、危険な交差点や通学路の改良整備、さらにガードレールなど交通安全施設の設置等に努めます。
- ⑦ 各種災害から住民を守るため、自然条件に応じた適正な土地利用への誘導を図るとともに、河川等の早期改修や避難路、避難場所の確保、調整池等の整備など防災対策に努めます。
- ⑧ 民間ゴルフ場に対しては、環境の保全、災害防止等の観点から適正な指導に努めます。
- ⑨ 鳥獣保護区については、水質など、鳥獣の保護・増殖のための環境保全に努めます。



#### **(4) 土地利用転換の適正化**

- ① 農用地の利用転換については、安全な食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、都市的土地利用との計画的な調整を図りつつ、良好な農用地及びその環境が確保されるよう十分配慮します。
- ② 森林の利用転換については、森林の保全・育成等に留意しつつ、自然環境の保全、水源のかん養、保健休養等の多面的・公益的な機能に配慮して周辺の土地利用との調整を図ります。  
なお、国営武蔵丘陵森林公園周辺部の地域については、緑地保全区域として、良好な緑地の保全に努めます。
- ③ 大規模な土地利用の転換については、地域に与える影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、適正な土地利用の確保を図るものとします。

#### **(5) 土地の有効利用の促進**

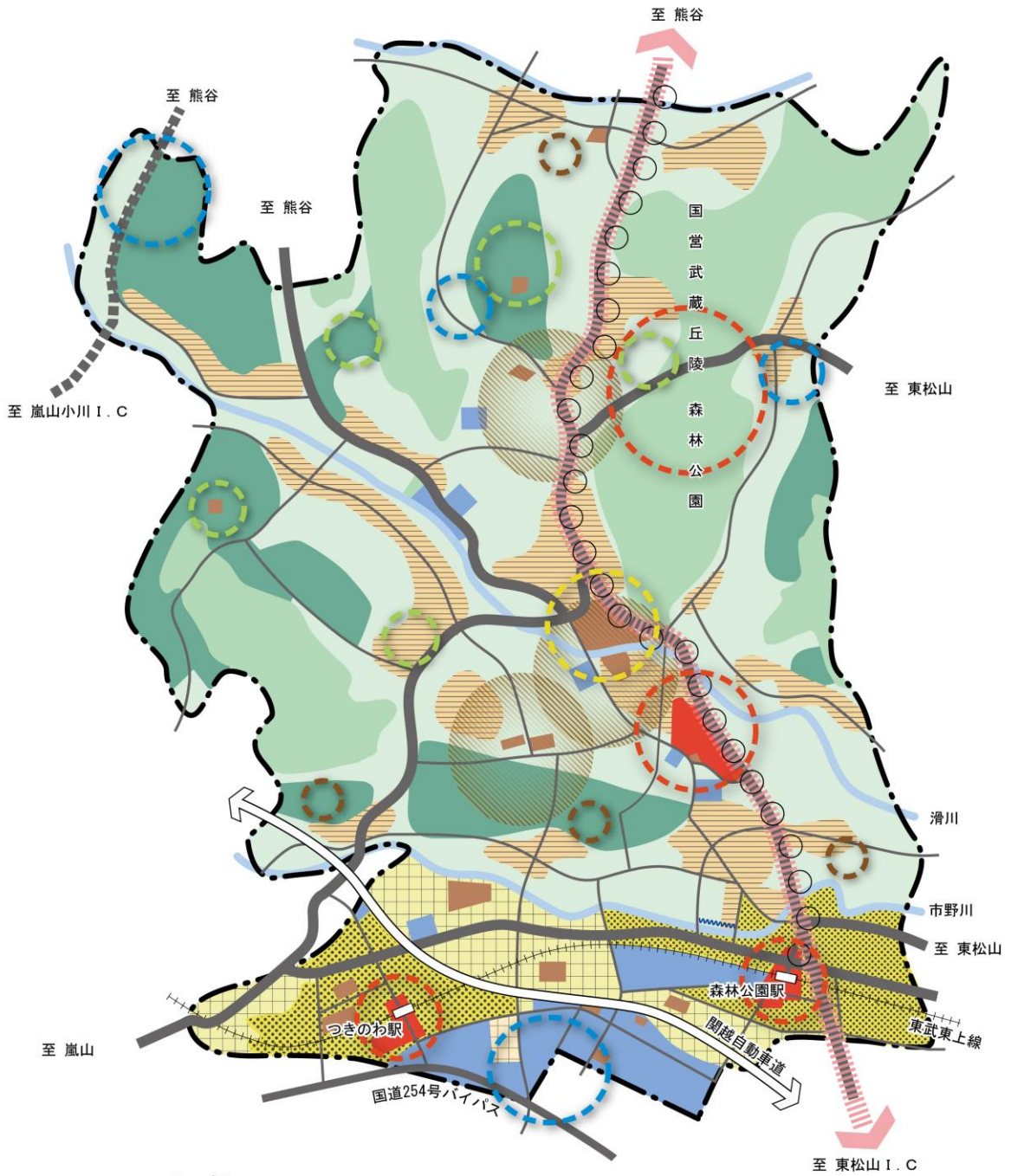
- ① 農用地については、農業以外の土地利用との調整に留意しつつ、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく適切な利用を図り、土地改良事業等の農業基盤整備等を推進します。また、遊休農地については、それらを活用した地域特産物づくりや観光農園の整備などを図ります。
- ② 森林については、災害の防止、水源のかん養、環境の保全等の公益的機能を増進するため、森林資源の保全・整備を推進します。
- ③ 住宅地については、良好な居住環境の整備を推進するとともに、住宅地需要の実態を踏まえて、土地区画整理事業等により都市基盤整備を積極的に推進し、計画的な宅地の供給を図ります。  
産業用地については、自然及び生活環境の保全等に留意しながら計画的に産業用地の確保を図ります。  
その他の宅地については、観光・レクリエーション機能の確保、地域活動施設など公共施設整備、駅周辺の商業地や幹線道路沿道における商業・サービス施設の立地誘導に努めます。

#### **(6) 町土に関する調査の実施**

町土の適切かつ有効な利用を図るため、必要に応じて町土に関する基礎的な調査を実施し、町土を科学的かつ総合的に把握するために情報の収集に努めます。



# (参考)滑川町土地利用構想図



凡 例					
	住宅系土地利用 (集落地)		里づくりエリア		関越自動車道
	住宅系土地利用 (一般市街地)		産業振興エリア		広域幹線道路
	住宅系土地利用 (計画市街地)		歴史・史跡保存エリア		幹線道路
	産業系土地利用		交流にぎわい拠点エリア		(構想路線)
	商業系土地利用		交流ふれあい拠点エリア		親水空間
	公共公益施設用地		広域交流連携軸		河川
	農業系土地利用				鉄道
	自然系土地利用				軌道新線計画
	観光レクリエーション系土地利用				
	農村居住環境系土地利用				



(参考)滑川町土地利用現況図





滑川町国土利用計画基礎資料





## 基礎資料 目次

表 1	計画における主要指標	1
表 2	国土利用計画策定のための土地利用区分の定義及び算定方法等	2
表 3	人口の推移	3
表 4	利用区分ごとの町土利用の推移	4
表 5 - 1	農用地面積と関係指標の推移と目標	5
表 5 - 2	管理者別道路面積の推移	6
表 5 - 3	森林面積と関係使用の推移と目標	7
表 5 - 4	水面・河川・水路面積の推移と目標	8
表 5 - 5	水面・河川・水路別面積の推移と目標	9
表 5 - 6	道路面積と関係指標の推移と目標	10
表 5 - 7	道路面積の推移	11
表 5 - 8	住宅地面積の推移と目標	12
表 5 - 9	工業用地面積の推移と目標	13
表 6	土地利用転換マトリックス	14



表 1 計画における主要指標

区分	単位	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	
1 財政	(1)歳入総額	(千円)	2,200,831	2,618,275	3,435,254	4,600,760	4,495,952	4,736,656	5,953,190	5,974,445
	(2)歳出総額	(千円)	2,006,940	2,391,993	3,212,395	4,229,315	4,250,233	4,383,541	5,410,358	5,526,081
	(3)住民一人当たり歳入総額	(円)	236,776	251,612	297,013	368,533	350,261	306,897	343,658	335,662
	(4)住民一人当たり歳出総額	(円)	215,916	229,867	277,745	338,779	331,118	284,018	312,322	310,471
2 経済	(1)農業粗生産額	(百万円)	1,521	1,228	1,004	1,021	810	700	660	—
	(2)製造品出荷額等	(百万円)	34,928	62,072	82,640	104,524	73,987	57,464	97,243	99,883
	(3)商品販売額等	(百万円)	3,157	3,336	5,859	11,862	29,546	27,561	37,152	38,530
3 生活環境	(1)人口	(人)	9,295	10,406	11,566	12,484	12,836	15,434	17,323	17,799
	(2)人口密度	(人/k m <sup>2</sup> )	313	350	389	420	432	519	583	599
	(3)市街化区域面積	(ha)	185	185	173	243	243	243	243	243
	(4)市街化調整区域面積	(ha)	2,763	2,763	2,798	2,798	2,728	2,728	2,728	2,728
	(5)都市公園面積	(m <sup>2</sup> )	2,889,807	2,889,807	2,889,807	2,889,807	2,889,807	2,889,807	2,889,807	2,889,807
	(6)一人当たり公園面積	(m <sup>2</sup> /人)	310.9	277.7	249.9	231.5	225.1	187.2	166.8	162.4
	(7)下水道普及率(人口比)	(%)	0.0	0.0	0.0	7.3	24.6	40.5	42.8	41.6
	(8)上水道普及率	(%)	96.6	99.2	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7
	(9)医療施設	(カ所)	3	3	3	5	10	11	11	11
	(10)幼稚園	(カ所)	1	1	1	1	1	1	1	1
	(11)認可保育園	(カ所)	1	1	1	1	1	1	1	1
	(12)小学校	(カ所)	2	2	2	2	2	2	2	2
	(13)中学校	(カ所)	1	1	1	1	1	1	1	1
	(14)高校	(カ所)	1	1	1	1	1	1	1	1
町域面積	(k m <sup>2</sup> )	29.71	29.71	29.71	29.71	29.71	29.71	29.71	29.71	

- 注) 1. 財政＝決算統計。  
 2. 農業粗生産額(農業産出額)＝埼玉農林水産統計年報。なお、平成22年は平成18年の数値である。  
 3. 製造品出荷額等＝工業統計調査。  
 4. 商品販売額等＝商業統計(卸売業と小売業の合計)。なお、昭和55年は昭和57年の数値、平成2年は昭和63年の数値、平成7年は平成6年の数値、平成12年は平成11年の数値、平成17年は平成16年の数値、平成22年は平成19年の数値、平成25年は平成26年の数値である。  
 5. 人口＝国勢調査、平成25年は常住人口調査(10月1日現在)。  
 6. (5)～(14)は公共施設状況調べ。

表2 国土利用計画策定のための土地利用区分の定義及び算定方法等

区 分	定 義	資 料
1. 農 用 地	主として耕作、若しくは養畜の事業のために採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。	
(1)農 地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含み、水路、農道は含まない。	埼玉県農林水産統計年報「田」「畑」の合計
(2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。(農地法第2条第1項)	世界農林業センサス林業調査報告書「森林以外の草生地」
2. 森 林	木材が集団で生育している土地又は木竹の集団的な生育に供されている土地。国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。民有林国以外の者が所有する森林で、森林法第2条第1項に定める森林である。	地域森林計画書
(1)国 有 地	①林野庁所管国有林＝国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧に利用されている採草放牧地を除いたもの。 ②官行造林地＝旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約しているもの。 ③林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	
(2)民 有 地	国以外の者が所有する森林法第2条第1項に定める森林。(立木地、伐採跡地、未立木地、更新困難地、竹林である)	
3. 原 野	世界農林業センサスの森林以外の草生地から採草放牧地または国有林に係る部分を除いた面積である。	世界農林業センサス
4. 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	固定資産税概要調査「池沼」
(1)水 面	湖沼(人造湖(10ha以上)を含む)及びため池の満水時の水面面積で、堤体は含まない。	ため池台帳
(2)河 川	一級河川及び準用河川の水面及び水路面積で、堤防敷は含まない。	
(3)水 路	農業用、その他の用排水路をいう	水田面積×水路率
5. 道 路	一般道路及び農林道の合計である。車道部(車道・中央帯、路肩)歩道部、自転車道部及び法面等の面積である。 1) 一般道路は道路法第2条第1項に定める道路。農道は全て町道認定していることから本町にはない。林道の自動車道はない。	道路公団調べ、県道路台帳、市町村公共施設調べ。
6. 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	固定資産税概要調査「宅地」
(1)住 宅 地	固定資産税概要調査の「宅地」のうち、「住宅用地」(一般住宅用地、小規模住宅用地を含む)である。	固定資産税概要調査「住宅用地」
(2)工業用地	工業統計調査における事業所敷地面積を従業員4人以上の事業者敷地面積に補正したもの。従業員4～29人の事業者敷地面積は、製造品出荷額等の割合で補正。	従業員30人以上の事業所敷地面積は工業統計調査。
(3)その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地をいう。	
7. そ の 他	町面積から、「農用地」、「森林」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」の各面積を差し引いたものである。ゴルフ場、学校等公共公益施設用地、公園などが含まれる。	
市 街 地	国勢調査による人口集中地区(DID)である。	国勢調査

表3 人口の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成37年
1. 総人口 (人)	9,295	10,406	11,566	12,484	12,836	15,434	17,323	17,326	20,000
2. 高齢化65歳以上 (人)	919	1,088	1,288	1,693	2,007	2,541	3,191	3,496	4,990
構成比 (%)	9.9%	10.5%	11.1%	13.6%	15.6%	16.5%	18.5%	20.2%	25.0%
3. 義務教育該当年齢人口(人)	1,219	1,462	1,459	1,387	1,155	1,136	1,494	1,775	820
構成比 (%)	13.1%	14.0%	12.6%	11.1%	9.0%	7.4%	8.6%	10.2%	4.1%
4. 世帯普通世帯 (世帯)	2,101	2,523	3,052	3,554	3,920	5,075	6,179	6,581	10,100
世帯人員 (人/世帯)	4.4	4.1	3.8	3.5	3.3	3.0	2.8	2.6	2.0
5. 人口集中地区人口 (人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6. 就業人口 (人)	4,837	5,246	5,868	6,400	6,628	7,834	8,193	8,818	9,590
就業人口比率 (対総人口)(%)	52.0%	50.4%	50.7%	51.3%	51.6%	50.8%	47.3%	48.9%	47.9%
(1) 第一次産業	1,129	831	554	524	444	433	311	227	257
構成比 (%)	23.3%	15.8%	9.4%	8.2%	6.7%	5.5%	3.8%	2.6%	2.7%
(2) 第二次産業	1,852	2,257	2,644	2,737	2,527	2,878	2,665	2,654	2,205
構成比 (%)	38.3%	43%	45.1%	42.8%	38.1%	36.7%	32.5%	30.1%	23.0%
(3) 第三次産業	1,856	2,158	2,670	3,121	3,657	4,481	4,960	5,937	7,128
構成比 (%)	38.4%	41.4%	45.5%	48.8%	55.2%	57.2%	60.5%	67.33%	74.33%

資料: 国勢調査

- 注) 1. 義務教育該当年齢人口は6～14歳の合計値。  
 2. 就業人口は、分類不能があるため、第一次産業から第三次産業までの合計とは一致しない。  
 3. 平成26年の就業人口は推定である。

表4 利用区分ごとの町土地利用の推移

(単位：ha)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
農 用 地	792	791	772	772	771	771	765	758	747	743	689	670	659	657	654	537
農 地	792	791	772	772	771	771	765	758	747	743	689	670	659	657	654	537
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森 林	600	600	595	595	595	571	571	571	564	564	564	564	564	561	561	518
水面・河川・水路	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
道 路	276	279	291	294	297	299	300	300	293	297	298	298	300	301	306	318
宅 地	291	289	291	297	305	314	318	333	346	365	368	370	375	378	391	420
住 宅 地	199	200	202	208	215	223	230	236	236	239	242	245	247	249	252	242
産業用地	52	42	52	43	43	47	46	45	44	46	45	41	41	48	43	39
その他の宅地	40	47	37	46	53	49	52	51	66	80	81	84	87	81	96	139
その他	954	954	964	955	944	958	959	951	949	944	994	1,011	1,015	1,016	998	1,117
合 計	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971	2,968	2,968

都市公園（都市公園調書）

か所数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
国営公園 （森林公園）	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
県営公園 （森林公園 緑道）	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
近隣公園	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28
町公園含む 合計	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98	288.98

注) 1. 町面積2,971haについては、国土地理院が平成元年10月1日付けで公表した「全国市町村別面積調」による。  
 2. 平成27年3月国土地理院が全国都道府県市区町村別の面積(面積測定基準日は平成26年10月1日)が公表され滑川町全体の面積は、2,971haから2,968haに変更となった。

表 5-1 農用地面積と関係指標の推移と目標

区 分	農用地面積		計	人 口	農業就業 人 口	人口1人 当たりの 農用地 面 積	農業就業 人口1人 当たりの 農用地面積	町面積に 占める 農用地 面積の割合	対前年 増減量	田	畑
	農地	採草 放牧地									
	ha	ha									
平成 12	792	—	792	12,836	894	6.2	88.6	26.7	0	399	393
13	791	—	791	12,976	—	6.1	—	26.6	-1	396	395
14	772	—	772	13,217	—	5.8	—	26.0	-19	347	425
15	772	—	772	13,875	—	5.6	—	26.0	0	347	425
16	771	—	771	14,826	—	5.2	—	26.0	-1	346	425
17	771	—	771	15,434	323	5.0	238.7	26.0	0	346	425
18	765	—	765	15,921	—	4.8	—	25.7	-6	342	423
19	758	—	758	16,311	—	4.6	—	25.5	-7	16	419
20	747	—	747	16,682	—	4.5	—	25.1	-11	333	414
21	743	—	743	16,993	—	4.4	—	25.0	-4	331	412
22	689	—	689	17,323	599	4.0	115.0	23.2	-54	329	360
23	670	—	670	17,473	—	3.8	—	22.6	-19	324	346
24	659	—	659	17,759	—	3.7	—	22.2	-11	315	344
25	657	—	657	17,908	—	3.7	—	22.1	-2	315	342
26	654	—	654	18,032	—	3.6	—	22.0	-3	314	340
32	591	—	591	19,470	—	3.0	—	19.9	—	260	331
37	537	—	537	20,000	—	2.7	—	18.1	—	237	300

資料：埼玉県農林水産統計年報

注) 1. 農業就業人口は、埼玉統計事務所調べ(平成7年、12年、17年は農業センサス)。  
 2. 人口は国勢調査及び常住人口調査(各年10月1日現在)

表5-2 管理者別道路面積の推移

区分	道路公団 (関越)		国道254号 バイパス		公社管理 道路		県道		町道		合計	町道 総延長	町道 面積
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	総延長	面積	総延長	面積	面積	総延長	面積
	km	ha		ha		ha		ha	km	ha	ha	m	m <sup>2</sup>
平成12	3.7	20.9	—	0.0	—	11.0	—	36.0	370.1	207.8	275.7	370,131	2,078,082
13	3.7	20.9	—	0.0	—	11.0	—	36.0	382.5	210.9	278.8	382,518	2,109,374
14	3.7	20.9	—	0.0	—	11.0	—	36.0	382.8	223.1	291.0	382,751	2,231,239
15	3.7	20.9	—	2.0	—	11.0	—	36.0	383.3	224.2	294.1	383,283	2,241,975
16	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	386.1	227.5	297.4	386,136	2,249,745
17	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	387.5	229.0	298.9	387,517	2,275,192
18	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	388.2	229.8	299.7	388,183	2,297,557
19	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	388.6	230.4	300.3	388,578	2,303,597
20	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	389.0	222.9	292.8	389,007	2,229,499
21	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	392.2	227.2	297.1	392,216	2,271,641
22	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	391.9	228.1	298.0	391,865	2,280,986
23	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	391.8	227.8	297.7	391,795	2,277,604
24	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	393.7	230.3	300.2	393,674	2,303,446
25	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	394.1	230.8	300.7	394,148	2,308,003
26	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	394.0	235.7	305.6	393,956	2,356,877
32	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	404.0	242.0	311.9	404,089	2,424,502
37	3.7	20.9	—	2.0	—	0.0	—	47.0	410.0	248.0	317.9	410,386	2,489,957

資料:道路現況調書及び公共施設状況調査(町道)



表5-3 森林面積と関係指標の推移と目標

区 分	森林面積	人口	人口千人 当たりの 森林面積	町面積	町面積に 占める森林 面積の割合	対前年 増減量	国有林	民有林	参考 (合計)
	ha	人	ha/千人	ha	%	ha	ha	ha	ha
平成 12	600	12,836	46.7	2,971	20.2	-	195	600	795
13	600	12,976	46.2	2,971	20.2	0.0	195	600	795
14	595	13,217	45.0	2,971	20.0	-5.0	195	595	790
15	595	13,875	42.9	2,971	20.0	0.0	195	595	790
16	595	14,684	40.5	2,971	20.0	0.0	195	595	790
17	571	15,434	37.0	2,971	19.2	-24.0	157	571	728
18	571	15,921	35.9	2,971	19.2	0.0	157	571	728
19	571	16,311	35.0	2,971	19.2	0.0	157	571	728
20	564	16,682	33.8	2,971	19.0	-7.0	157	564	721
21	564	16,993	33.2	2,971	19.0	0.0	157	564	721
22	564	17,323	32.6	2,971	19.0	0.0	157	564	721
23	564	17,473	32.3	2,971	19.0	0.0	157	564	721
24	564	17,759	31.8	2,971	19.0	0.0	157	564	721
25	561	17,908	31.3	2,971	18.9	-3.0	157	561	718
26	561	18,032	31.1	2,968	18.9	0.0	157	561	718
32	534	19,470	27.4	2,968	18.0	-	157	534	-
37	518	20,000	25.9	2,968	17.5	-	157	518	-

資料: 地域森林計画・国勢調査・常住人口調査(各年10月1日現在)

- 注) 1. 県森づくり課調べ(市町村地域森林計画を基に、林地開発や伐採届により補正している。)  
 2. 地域森林計画書には、森林公園内にある森林を国有化(195ha)として含んでいるが、国営公園区域であり土地利用上は、公園面積(その他の土地利用)に算入されているものとした。

表5-4 水面・河川・水路面積の推移と目標

区 分	水面・河川・ 水路面積	人 口	人口千人当たりの水 面・河川・水路面積	町 面 積	町面積に占める水面・ 河川・水路面積の割合
	ha	人	ha/千人	ha	%
平成 12	58	12,836	4.5	2,971	2.0
13	58	12,976	4.5	2,971	2.0
14	58	13,217	4.4	2,971	2.0
15	58	13,875	4.2	2,971	2.0
16	58	14,684	3.9	2,971	2.0
17	58	15,434	3.8	2,971	2.0
18	58	15,921	3.6	2,971	2.0
19	58	16,311	3.6	2,971	2.0
20	58	16,682	3.5	2,971	2.0
21	58	16,993	3.4	2,971	2.0
22	58	17,323	3.3	2,971	2.0
23	58	17,473	3.3	2,971	2.0
24	58	17,759	3.3	2,971	2.0
25	58	17,908	3.2	2,971	2.0
26	58	18,032	3.2	2,968	2.0
32	58	19,470	3.0	2,968	2.0
37	58	20,000	2.9	2,968	2.0

表5-5 水面・河川・水路別面積の推移と目標

区分	水面	河川	水路	合計	同左推移 (指数)	《参考》池沼(固定資産課税台帳)
	ha	ha	ha	ha	ha	m <sup>2</sup>
平成12	34	16.3	8	58.3	100.0	92,633
13	34	16.3	8	58.3	100.0	95,674
14	34	16.3	8	58.3	100.0	95,674
15	34	16.3	8	58.3	100.0	97,980
16	34	16.3	8	58.3	100.0	98,051
17	34	16.3	8	58.3	100.0	97,111
18	34	16.3	8	58.3	100.0	96,548
19	34	16.3	8	58.3	100.0	96,475
20	34	16.3	8	58.3	100.0	96,475
21	34	16.3	8	58.3	100.0	96,475
22	34	16.3	8	58.3	100.0	96,475
23	34	16.3	8	58.3	100.0	96,475
24	34	16.3	8	58.3	100.0	96,475
25	34	16.3	8	58.3	100.0	96,474
26	34	16.3	8	58.3	100.0	96,474
32	34	16.3	8	58.3	100.0	—
37	34	16.3	8	58.3	100.0	—

資料:固定資産税概要調査・国勢調査・常住人口調査(各年10月1日現在)

注) 1. 水面はため池台帳。

2. 河川は、1級河川の延長に水面及び水路の平均的幅員を掛けたもの。したがって堤防敷は含まない。河川敷は、公園や運動場、農地、ゴルフ場その他に利用されていることがあり、水面・河川・水路には含めない。

表5-6 道路面積と関係指標の推移と目標

区 分	道 路 面 積	人 口	町 面 積	人口千人当 りの道路面積	町面積に占める 道路面積の割合
	ha	人	ha	ha/千人	%
平成 12	275.7	12,836	2,971	21.5	9.3
13	278.8	12,976	2,971	21.5	9.4
14	291.0	13,217	2,971	22.0	9.8
15	294.1	13,875	2,971	21.2	9.9
16	297.4	14,684	2,971	20.3	10.0
17	298.9	15,434	2,971	19.4	10.1
18	299.7	15,921	2,971	18.8	10.1
19	300.3	16,311	2,971	18.4	10.1
20	292.8	16,682	2,971	17.6	9.9
21	297.1	16,993	2,971	17.5	10.0
22	298.0	17,323	2,971	17.2	10.0
23	297.7	17,473	2,971	17.0	10.0
24	300.2	17,759	2,971	16.9	10.1
25	300.7	17,908	2,971	16.8	10.1
26	305.6	18,032	2,968	16.9	10.3
32	311.9	19,470	2,968	16.0	10.5
37	317.9	20,000	2,968	15.9	10.7

資料:道路現況調査及び公共施設状況調査・国勢調査・常住人口調査(各年10月1日現在)

表5-7 道路面積の推移

区分	一般道路	農道	林道	合計	同左推移 (指数)
	ha	ha	ha	ha	
平成12	275.7	—	—	275.7	100.0
13	278.8	—	—	278.8	101.1
14	291.0	—	—	291.0	105.5
15	294.1	—	—	294.1	106.7
16	297.4	—	—	297.4	107.9
17	298.9	—	—	298.9	108.4
18	299.7	—	—	299.7	108.7
19	300.3	—	—	300.3	108.9
20	292.8	—	—	292.8	106.2
21	297.1	—	—	297.1	107.8
22	298.0	—	—	298.0	108.1
23	297.7	—	—	297.7	108.0
24	300.2	—	—	300.2	108.9
25	300.7	—	—	300.7	109.1
26	305.6	—	—	305.6	110.8
32	311.9	—	—	311.9	113.1
37	317.9	—	—	317.9	115.3

資料:道路現況調書及び公共施設状況調査

表5-8 住宅地面積の推移と目標

区 分	住宅地面積	普通世帯数	1世帯当りの住宅地面積	対前年増減量
	m <sup>2</sup>	世帯	m <sup>2</sup> /世帯	m <sup>2</sup>
平成12	1,992,413	4,388	454	—
13	2,004,542	4,514	444	12,129
14	2,020,537	4,641	435	15,995
15	2,075,698	4,982	417	55,161
16	2,148,207	5,345	402	72,509
17	2,233,422	5,075	440	85,215
18	2,299,681	5,859	393	66,259
19	2,360,449	6,088	388	60,768
20	2,360,119	6,088	388	-330
21	2,394,994	6,492	369	17,273
22	2,424,399	6,186	392	29,405
23	2,447,734	6,277	390	23,335
24	2,465,614	6,373	387	17,880
25	2,490,779	6,454	386	25,165
26	2,520,691	6,549	385	29,912
32	2,497,893	7,347	340	—
37	2,424,418	7,697	315	—

資料:固定資産の価格等の概要調書(各年1月1日現在)

表5-9 工業用地面積の推移と目標

区 分	工業用地面積 (a)	従業者数 人	従業員1人 当たりの工 業用地面積	従業員30人 以上の工業 用地面積(b)	従業員4~29 人以下の工業 用地面積(C)	従業員4~29 人事業所出荷 額(d)/県全体	従業員30人以 上事業所出荷 額(e) 県全体	従業員4~29 人事業所出 荷額の割合
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	万円	万円	%
平成12	515,339	3,011	141.6	426,452	88,887	249,651,970	1,197,751,301	20.8
13	424,366	2,085	169.0	352,366	72,000	236,508,411	1,157,472,895	20.4
14	523,778	2,765	157.1	434,466	89,312	217,574,486	1,058,412,895	20.6
15	432,540	2,424	148.8	360,796	71,744	216,772,051	1,090,138,702	19.9
16	426,675	2,482	171.9	357,861	68,814	218,839,261	1,138,059,397	19.2
17	466,439	2,811	165.9	392,063	74,376	220,079,944	1,160,129,303	19.0
18	458,181	2,663	172.1	387,140	71,041	220,660,653	1,202,501,435	18.4
19	447,436	2,719	164.6	376,868	70,568	235,747,925	1,259,007,114	18.7
20	443,598	3,225	137.5	373,478	70,120	231,696,689	1,234,070,342	18.8
21	458,851	2,894	158.6	387,107	71,744	184,105,427	993,370,706	18.5
22	452,497	3,050	148.4	388,775	63,722	181,002,414	1,104,313,120	16.4
23	410,257	3,268	125.5	344,972	65,285	193,245,710	1,021,126,366	18.9
24	408,831	2,984	137.0	347,233	61,598	182,902,873	1,031,030,941	17.7
25	478,403	3,687	129.8	405,817	72,586	178,850,065	999,920,126	17.9
26	429,446	3,372	136	367,020	62,425	177,306,599	1,041,112,871	17.0
32	410,306	3,780	123	355,757	54,548	149,572,571	979,871,474	15.0
37	394,357	4,120	113	346,372	47,985	126,460,881	928,836,976	14.0

資料:工業統計(工業統計における工業用地面積は、従業員30人以上の工場敷地面積。)

- 注) 1. 従業員4-29人事業所の敷地面積は、(c) = (b) × (d) / (e)で算定。  
 2. 平成21年度の「従業員30人以上の工業用地面積(b)」の値は推計値である。

表6 土地利用転換マトリックス

(単位：ha)

区 分	農 用 地	森 林	水面・河川・水路	道 路	宅 地	そ の 他	合 計 (平成26年)
農 用 地	537					117	654
森 林		518		12	29	2	561
水面・河川・水路			58				58
道 路				306			306
宅 地					391		391
そ の 他						998	998
合計(平成37年)	537	518	58	318	420	1,117	2,968

注) 1. その他には、公園、緑地、レクリエーション用地、鉄道敷地などを含む。



参 考 资 料

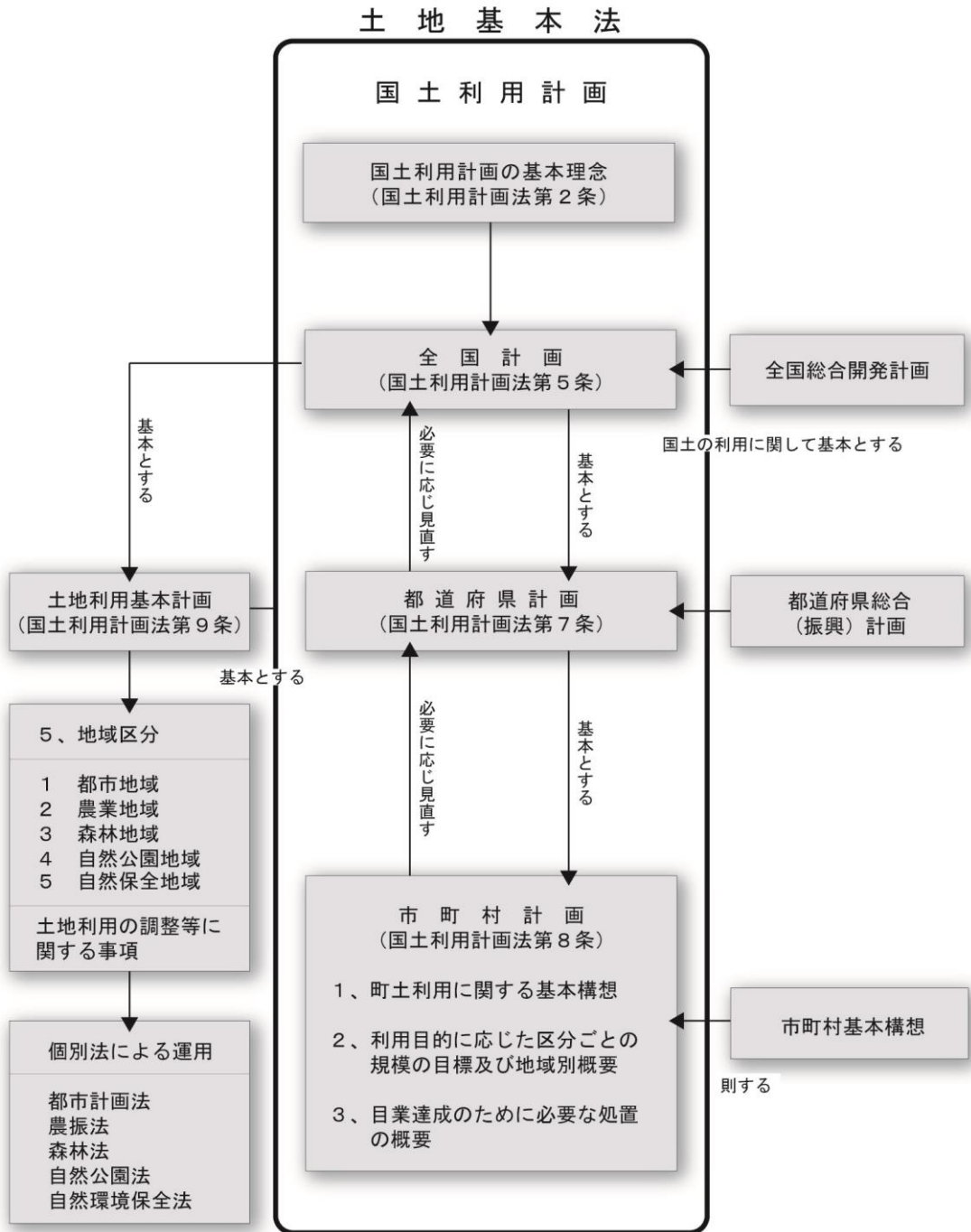


## 参考資料 目次

国土利用計画に関する体系	1
滑川町総合振興計画審議会条例	2
滑川町総合振興計画審議会委員	4



# 国土利用計画に関する体系



## 滑川町総合振興計画審議会条例

( 昭和 45 年 8 月 18 日 )  
条例 第 17 号

改正 昭和 46 年 12 月 23 日 条例第 29 号  
昭和 60 年 3 月 20 日 条例第 1 号  
平成 11 年 3 月 16 日 条例第 10 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、滑川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、滑川町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員 1 人
- (2) 町の農業委員会の委員 1 人
- (3) 町の区長会の代表 1 人
- (4) 町の教育委員会の委員 1 人
- (5) 町の商工会の役員 1 人
- (6) 町の都市計画審議会の委員 1 人
- (7) 町の民生・児童委員の委員 1 人
- (8) 町の学識経験を有する者 3 人
- (9) 公募により募集する町民 5 人

### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを決める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(雑務)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滑川村建設審議会条例の廃止)

2 滑川村建設審議会条例(昭和35年4月18日条例第15号)は、廃止する。

附 則(昭和46年12月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月10日から適用する。

附 則(昭和60年3月20日条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月16日条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

### 滑川町総合振興計画審議会委員

	氏 名	構 成	備 考
会 長	小 高 明 也	町の学識経験を有する者	
副会長	細 沼 光 子	町の学識経験を有する者	
委 員	金井塚 徳 一	町の議会の議員	平成 27 年 4 月 30 日まで
委 員	長谷川 元 夫	町の議会の議員	平成 27 年 6 月 19 日から
委 員	小 澤 利 男	町の都市計画審議会の委員	
委 員	小 松 信	町の区長会の代表	
委 員	宮 島 秀 雄	町の農業委員会の委員	平成 27 年 4 月 11 日まで
委 員	小 林 孝 男	町の農業委員会の委員	平成 27 年 6 月 19 日から
委 員	吉 田 澄 江	町の教育委員会の委員	
委 員	松 本 明	町の商工会の役員	
委 員	古 川 庸 成	町の民生・児童委員の委員	
委 員	野 澤 三智子	町の学識経験を有する者	
委 員	綾 城 具 憲	公募により募集する町民	
委 員	金 子 伸 一	公募により募集する町民	
委 員	小 山 繁	公募により募集する町民	
委 員	小 室 照 明	公募により募集する町民	
委 員	山 下 恵美子	公募により募集する町民	

(敬称略)



## 第4次滑川町国土利用計画

滑川町国土利用計画策定基礎資料

発行：平成28年3月

編集：滑川町 総務政策課

〒355-8585

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

TEL 0493-56-2211(代表)

FAX 0493-56-2448

URL <http://www.town.namegawa.lg.jp/>